

○市長への手紙制度実施要綱

平成11年3月10日

告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、市政に対して市民（市内に住所を有する者及び通勤又は通学する者をいう。以下同じ。）が考えている提案及び意見（以下「提案等」という。）を市長に直接提言できる機会を提供するため、市長への手紙制度を実施し、もって市政への住民参画を推進するとともに、市政の効率的な運営に資することを目的とする。

(提案等の方法及び内容)

第2条 提案等を行おうとする市民（以下「提案希望者等」という。）は、別表に掲げる場所に設置した様式第1号の市長への手紙及び様式第2号の封筒に必要な事項を記載し、直接市長に提言することができるものとする。

2 提案希望者等は、市長への手紙に住所、氏名、年齢、電話番号及び職業を記入する。なお、住所及び氏名の記載のないものについては、市長への手紙として取り扱わないものとする。

3 提案希望者等は、市長への手紙の目的を十分考慮して行うものとし、個人的な問題並びに個人の中傷及びプライバシーに関する事項は市長への手紙として取り扱わないものとする。

4 提案希望者等が、提案等を一般郵便物、ファクシミリ、電子メール等を用いて行っても、この告示の趣旨を踏まえたものであれば、市長への手紙として取り扱うものとする。

5 市長への手紙は、随時行うことができるものとする。

6 白岡市職員は、市長への手紙を利用することはできないものとする。

(令2告示34・一部改正)

(市長への手紙の処理)

第3条 市長は、市長への手紙の送付を受けたときは、直ちに市長への手紙の回答作成を担当する課（議会事務局及び教育委員会を含む。以下「主務課」という。）を決定するものとする。

第4条 主務課の課長等は、市長への手紙に記載された提案等の趣旨を十分考慮し、適切な処理に努めなければならない。

2 市長は、市長への手紙に記載された提案等の処理に関する方針を決定したときは、速やかに所定の方法で回答するものとする。

(市公式ホームページへの掲載)

第5条 市長は、市長への手紙に記載された提案等及びそれに対する回答を、市公式ホームページにおいて随時公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長への手紙に記載された個人に関する情報及び個人を特定することができる情報については、公表しないものとする。

3 第1項の規定による公表の期間は、手紙を受け付けた日の属する年度の翌年度までとする。

(委任)

第6条 この告示で定めるもののほか、市長への手紙の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年1月9日告示第4号)

この告示は、平成14年2月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日告示第83号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日告示第65号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日告示第52号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月7日告示第2号)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の町長への手紙制度実施要綱の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、

当分の間、使用することができる。

附 則（平成 21 年 6 月 26 日告示第 173 号）

1 この告示は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の町長への手紙制度実施要綱の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 21 年 10 月 19 日告示第 231 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日告示第 41 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 82 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 106 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 142 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 25 日告示第 348 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日告示第 87 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日告示第 215 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 11 日告示第 34 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 59 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 30 日告示第 203 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（令 2 告示 59 ・ 令 2 告示 203 ・ 一部改正）

番号	設置場所
1	白岡市役所（1階受付・総合政策部秘書広報課）
2	白岡市役所連絡所
3	白岡市保健センター（白岡市保健福祉総合センター）
4	高岩浄水場
5	白岡市中央公民館
6	白岡市生涯学習センター
7	白岡市勤労者体育センター
8	白岡市老人福祉センター
9	白岡市コミュニティセンター
10	白岡市西児童館
11	白岡市東児童館（白岡市保健福祉総合センター）
12	白岡市総合運動公園管理事務所
13	白岡市B&G海洋センター
14	白岡市社会福祉協議会事務所（白岡市保健福祉総合センター）
15	白岡市シルバー人材センター
16	白岡駅自由通路
17	新白岡駅自由通路
18	白岡市観光協会（保健センター分館）
19	しらおか味彩センター